

【平成30年度】住宅リフォーム基礎研修会のご案内

～増改築相談員研修会を受講できない建築の実務経験が少ない者の研修会～

主催：公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

1. 研修会開催の趣旨

住宅の新設着工戸数が今後減少すると予測される中、国のリフォーム施策も継続的に講じられるなど、住宅リフォームは注目をされています。また、国土交通省及び厚生労働省では、建設業における技能労働者の人材確保・育成に向けた取組を行っており、リフォーム業においても、市場拡大に向けた人材の確保、育成が喫緊の課題となっています。

現在、住宅リフォームに携わる者は、リフォーム専門、工務店に限らず、他業種からの参入も多く、建築の実務経験が少ない者も増えてきています。そこで、増改築相談員研修会を受講することのできない建築の実務経験年数の少ない者に対して、別途研修を行う必要がないか増改築相談員研修実施団体連絡会^{*}にて検討を重ねた結果、本研修会を行うこととなりました。

本研修会は、住宅リフォームを行う会社に入り、まだ建築の実務経験が少ない者等が身につけておくべき、「基本的な接客マナー」や「知っておくべきリフォームに関する法律の基礎知識」をカリキュラムに盛り込んでいます。

この機会に、若手の社員や建築の実務経験の少ない社員の人材育成として、是非お申し込みください。

^{*}実施団体連絡会の構成組織：全国建設労働組合総連合、全国中小建築工事業団体連合会、日本室内装飾事業協同組合連合会、日本住宅リフォーム産業協会、JBN・全国工務店協会、住宅リフォーム・紛争処理支援センター

2. 研修会の受講資格

この研修会を受講できる方は、増改築相談員研修実施団体の会員（組合員）とし、建築の実務経験が10年未満で、増改築相談員の受講資格がない者として（10年以上の方は、増改築相談員研修会を受講してください）。

ただし、研修内容は、5年未満の者が身につけておくべき内容となります。

3. 開催日程及び研修会場

開催地	開催日程	会場名	定員（人）
大阪	2018/11/12（月）	エル大阪	48
福岡	2018/11/13（火）	ARKビル貸会議室	48
東京①	2018/11/16（金）	TKP新宿モリスカンファレンスセンター	48
東京②	2018/11/28（水）	TKP新宿モリスカンファレンスセンター	48

※各会場とも、受付は13:15より行い、研修時間は13:30～16:30（休憩・注意事項説明を含む）です。

※研修会場は全て座席指定です。

※遅刻については災害など特別の理由を除いて、研修開始後20分以上は認められません。

※新幹線、飛行機等で来られる方は、研修会の開始時間、終了時間を考慮したうえで、余裕を持って切符等の手配をしてください。

4. 研修内容及び時間

カリキュラム名	使用テキスト	研修時間
リフォームにおける相談の進め方	リフォームの一般知識編 相談・工事の進め方	50分×2回
リフォームにおける法律の基礎知識	知っておきたいリフォーム関係法令の手引き	50分
	合計	150分

5. 講師

一級建築士事務所 OfficeYuu 代表 ^{あまのゆり} 尾間紫氏、^{むらかみみずき} 村上瑞祥氏

〔代表者プロフィール〕住宅リフォームコンサルタント・生活情報サイト All About 「リフォーム」 ガイド。

数多くの住宅リフォームの現場やインテリア、設計、工事に携わり、現在は、住まいの情報発信をしつつ、人材育成研修や講演、執筆、メディアへの出演や番組制作協力など、幅広く活躍している。

(一級建築士事務所 OfficeYuu ホームページ ☞ <http://www.officeyuu.jp/>)

6. 受講申請に必要な書類及び申込先

下記必要書類を、所属団体へ送付してください。

・平成 30 年度住宅リフォーム基礎研修会受講申請書 (別紙)

氏名、自宅住所、所属団体名、会員・組合員番号、勤務先名等の必要事項を記入してください。

7. 受講料

受講料は、所属団体へお支払いください。

8,000 円 (テキスト代・消費税含む)

※欠席した場合は、受講料は返還しませんが、研修会資料をご送付します。

8. 申し込み締め切り

受講希望者は、所属団体へ送付してください。

団体は、申請書類を取りまとめて、平成 30 年 10 月 26 日 (金) までに当財団へお送りください。

なお、申し込みは申請書の先着順とし、各会場とも定員になり次第、締切日前でも締め切らせていただきます。

9. 受講票の送付

(1) 申請書類等を確認の上、受講申請を受付けた後、受講票をそれぞれの研修日 10 日前までに自宅住所に郵送します。研修日 3 日前までに受講票が届かない場合は、当財団までご連絡ください。

(2) 送付された受講票は、必ず研修会場に携行してください。

10. 研修当日に持参するもの

筆記用具、受講票、身分証明書 (写真付きで、運転免許証等の本人確認ができるもの) をお持ちください。

11. 受講書の交付

研修会の終了後に、受講書を交付します。

実務経験年数が 10 年を満了した翌々年度末までに、増改築相談員研修を受講して登録する際に、本書を提示することで、増改築相談員の販促ツール 3 点セット (看板・のぼり旗・ステッカー)を進呈いたします。

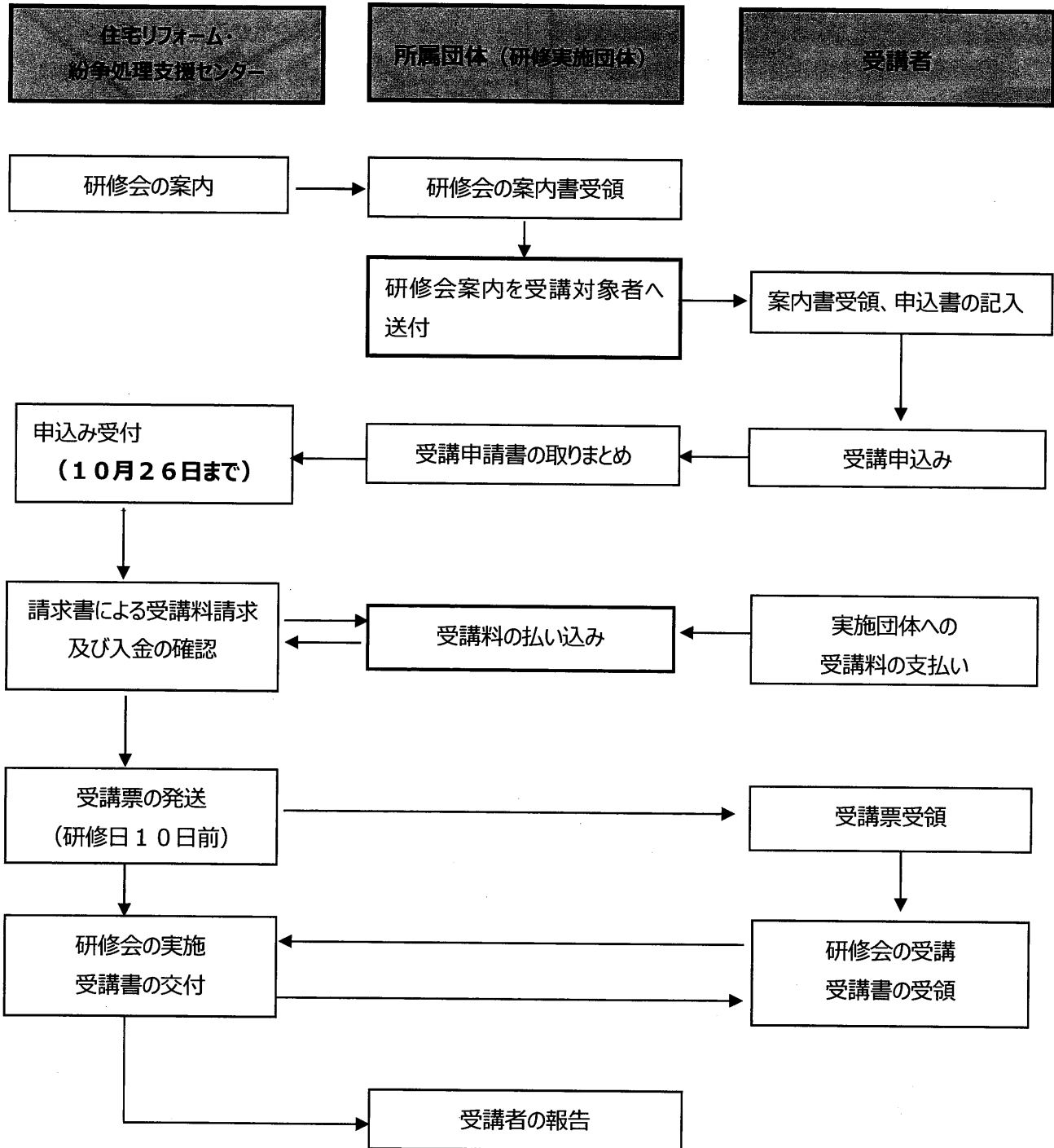
<お問い合わせ先>

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター 業務課 担当：尾崎、春名、岡田

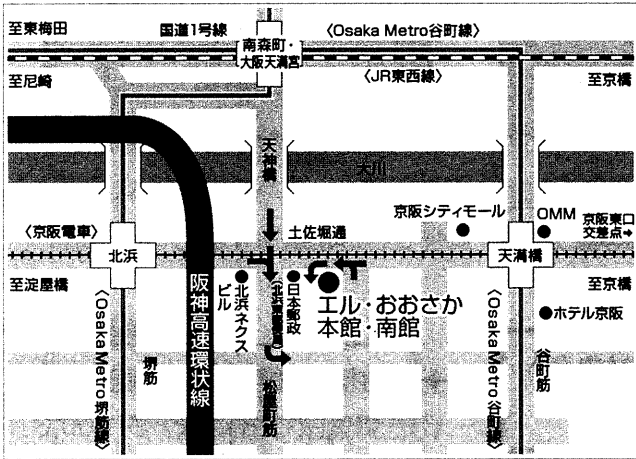

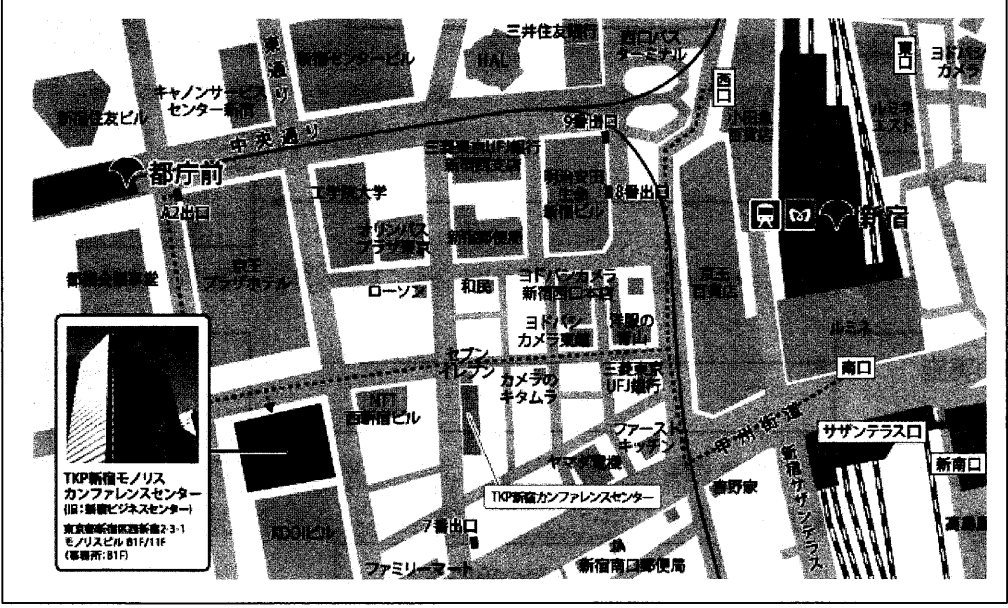
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-7 九段センタービル 3 階

TEL: 03-3261-4567 FAX: 03-3261-9357

平成 30 年度住宅リフォーム基礎研修会の申し込み手続き



< 研修会場案内図 >

<p style="text-align: center;">大阪会場</p> <p>エル・おおさか</p>  <p>大阪府中央区北浜東 3-14</p> <p>京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ 300m 京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ 500m JR 東西線「大阪天満宮駅」より南へ 850m</p>	<p style="text-align: center;">福岡会場</p> <p>ARKビル</p>  <p>福岡市博多区博多駅東 2-17-5</p> <p>JR 鹿児島本線「博多駅」 徒歩 10分 福岡市営地下鉄空港線「博多駅」 徒歩 10分</p>
<p>東京会場</p>	
<p>TKP新宿モノリスカンファレンスセンター</p>  <p>東京都新宿区西新宿 2-3-1 モノリスビル 11F</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR 新宿駅 西口 徒歩 7分 ・京王線・小田急線・東京メトロ線 新宿駅 西口 徒歩 7分 ・都営新宿線 新宿駅 6番出口 徒歩 4分 	

住宅リフォーム基礎研修会 受講申込書

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター（研修会実施者）

受付番号 No. _____

研修会会場 (いずれかに○)	東京・大阪・福岡	研修会年月日	2018年11月 日
フリガナ		性別	男・女
氏名		生年月日 (西暦)	年 月 日
所属団体名 (研修会実施団体)		会員・組合員番号	
勤務先名称 及び所属部署名			
勤務先住所	〒 —	TEL FAX	— — — —
自宅住所	〒 —	TEL FAX	— — — —
E-mail アドレス (携帯電話 可)	@		
勤務先分類 (主なもの1つに○)	1. 大工 2. 工務店 3. 専門工事会社 4. 住宅会社 5. 建設会社 6. リフォーム專業 7. 住設機器メーカー 8. 設計事務所 9. その他 ()		
職務分類 (主なもの1つに○)	1. 施工管理 2. 工事監理 3. 施工 4. 企画 5. 設計 6. 積算 7. その他 ()		
建築等に 関する資格 (保有資格に○)	1. 一級建築士 2. 二級建築士 3. 木造建築士 4. マンション管理士 5. 建築施工管理技士 6. 建築設備士 7. マンションリフォームマネージャー 8. インテリアコーディネーター 9. インテリアプランナー 10. 福祉住環境コーディネーター 11. キッチンスペシャリスト 12. その他		
受講資格に係る 申請者の実務経験 年数	実務経験： 年 ヵ月 (年 月～ 年 月)		

【記入上の注意】

- ・枠内に黒のボールペンを用いて楷書ではっきりと記入してください。
- ・会員・組合員番号は、所属団体の会社又は個人の番号をご記入ください。番号がない場合は、空欄で構いません。
- ・勤務先と自宅の住所、TEL、FAXが同一の場合は、自宅の欄にそれぞれ「勤務先と同じ」と記入してください。
- ・実務経験年数は、通算の年数をご記入ください。

【個人情報の取扱いについて】

- (1) ご提供頂く個人情報については、当財団の「個人情報保護方針」(<https://www.chord.or.jp/about/index.html>) に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。
- (2) ご記入いただいた個人情報は、本研修会の運営、資料送付及び統計処理の目的で、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターと所属団体（研修会実施団体）で共同利用します。
- (3) 提供して頂いた個人情報は、以下の何れかに該当する場合を除き、第三者への開示は致しません。
 - ①法令に基づく場合
 - ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。